

退去のしおり

退去予告の連絡

退去する際、1ヶ月以上前迄に当社へ退去予告の連絡が必要です
退去月の家賃については、基本的には半月ごとの清算となります。
契約書により異なる場合もございますので、詳細につきましては
当社迄ご連絡ください。
契約書の特約事項・覚書等、事前にご確認ください。
1度退去予告を受付しますと、取消・変更が出来なくなります。

退去予告受付

退去時払いの費用がある場合、振込でのお支払の場合は、退去
立会日の前日までに当社で入金確認が取れるようにお支払い下
さい。口座引落でお支払の場合は、口座の残高を確認下さい。

各公共機関（電気・水道・ガス等）への連絡



引越し日が決まり次第、各機関に退去の連絡を入れて下さい。



郵便局への住所変更

新しい住居への変更に日数を要しますので、早めに変更手続き
をして下さい。

退去立会い

荷物が全て出し終わった状態で部屋の確認をします。事前の予約が
必要となります。退去日が決まり次第早めに予約して下さい。
立会い完了後は、全てのカギ（合カギも含む）を返却して頂きます。
又、引越先の住所を確認しますので、書類をお持ちになるか、メモな
どお持ちになるようお願い致します。

その他

◎大型ゴミの処分

札幌市大型ゴミ収集センター

011-281-8153

電話申込制による戸別有料収集です。早目にお申し込み下さい。



◎火災保険の解約手続き

お持ちの保険証券を確認して、解約又は異動の手続きをして下さい。

